

第5章

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第5号)

市民、事業者、専門家及び行政が創意工夫により協働して取り組む努力基準を定め、適正な屋外広告物の表示等を目指すこととし、屋外広告物法に係る条例制定の権限移譲後に（仮称）「坂井市屋外広告物条例」の制定に向けた取り組みを進めます。

屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方

- ・屋外広告物は、良好な景観形成を図る上で重要な要素となるとともに、市民の日常生活に関する情報を発信し、特に駅周辺や幹線道路の沿道などにおいては、にぎわいを演出する重要な景観要素にもなっています。
- ・しかしながら、現状としては、設置される場所や規模、色彩などにおいて統一感なく設置され、結果として市民にとって見苦しくなっている例が多くあります。
- ・このため、周辺景観と調和した良好な景観形成はもとより、道路利用者などの安全性や市民の見やすさなどの視点から一定の基準を設け、本市のにぎわい感を損ねることなく周辺景観と調和や景観づくりへの配慮が感じられる適正な設置を誘導します。

第1節 坂井市景観計画区域（特定景観計画区域を除く。）

1

届出の対象となる行為

坂井市景観計画区域（特定景観計画区域を除く。）においては、以下の規模の物件を対象として、「屋外広告物の表示及び新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは色彩の変更」の行為を届出の対象とします。

行為の種類	届出の対象とする行為
屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件	<ul style="list-style-type: none">・地盤面からの高さが4mを超えるもの又は表示面積が30m²を超えるもの（壁面に表示する場合は、表示面積の合計が同一壁面面積の2分の1以上でかつ30m²を超えるもの）・ただし、次に掲げる行為を除く<ul style="list-style-type: none">(1)広告期間が30日を超えて継続しないもの(2)法令の規定により表示する広告物又はその掲出物件(3)公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はその掲出物件(4)非常災害その他緊急の必要がある場合に表示する広告物又はその掲出物件

2

良好な景観づくりに向けた行為の制限（景観形成基準）

届出の対象となる屋外広告物に関する景観形成基準は、以下のとおりとします。

対象	景観形成基準
広告物全体	<ul style="list-style-type: none">・広告物全体として、周辺の景観との調和に配慮したものとする。・付属広告物は、建築物と一体的な意匠とする。・必要最低限の数、大きさにとどめる。
材料	<ul style="list-style-type: none">・広告物に用いる材料は、汚れにくく、耐久性の高い材料を使用し、良好な施設景観を維持する。
色彩	<ul style="list-style-type: none">・広告物に用いる色彩、また照明や電飾を設置する場合には、周辺の景観との調和に配慮する。

第2節 湊町地区特定景観計画区域

1

届出の対象となる行為

湊町地区特定景観計画区域における良好な景観の形成に大きな影響を与えることが想定される「屋外広告物の表示及び新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは色彩の変更」に係るすべての行為を届出の対象とします。

ただし、次に掲げる行為は除きます。

- (1) 広告期間が 30 日を超えて継続しないもの
- (2) 法令の規定により表示する広告物又はその掲出物件
- (3) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はその掲出物件
- (4) 非常災害その他緊急の必要がある場合に表示する広告物又はその掲出物件

2

良好な景観づくりに向けた行為の制限（景観形成基準）

届出の対象となる屋外広告物に関する景観形成基準は、以下のとおりとします。

対象	景観形成基準
規模及び配置	<ul style="list-style-type: none">・歴史的街なみ景観を阻害しないよう、広告物の規模及び配置に配慮する。・屋上に広告物を設置する場合は、対岸から望見するときに、背景となる丘陵地の自然景観との調和に配慮する。・必要最低限の数、大きさにとどめる。
材料	<ul style="list-style-type: none">・広告物に用いる材料は、汚れにくく、耐久性の高い材料を使用し、良好な施設景観を維持する。
色彩	<ul style="list-style-type: none">・広告物の色彩は、歴史的街なみ景観や周辺の景観資源と調和するよう、落ち着いた色彩を基調とする。
形態	<ul style="list-style-type: none">・広告物全体として、和風を基本とし、歴史的街なみ景観の連続性等、地区・界隈の景観特性に配慮した形態、意匠とする。

第3節 城周辺地区特定景観計画区域

1

届出の対象となる行為

城周辺地区特定景観計画区域における良好な景観の形成に大きな影響を与えることが想定される「屋外広告物の表示及び新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは色彩の変更」に係るすべての行為を届出の対象とします。

ただし、次に掲げる行為は除きます。

- (1) 広告期間が 30 日を超えて継続しないもの
- (2) 法令の規定により表示する広告物又はその掲出物件
- (3) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はその掲出物件
- (4) 非常災害その他緊急の必要がある場合に表示する広告物又はその掲出物件

2

良好な景観づくりに向けた行為の制限（景観形成基準）

届出の対象となる屋外広告物に関する景観形成基準は、以下のとおりとします。

		景 観 形 成 基 準	
特定景観計画区域 城周辺地区	武家屋敷地区	対象	景 観 形 成 基 準
	町屋地区	規模及び配置	<ul style="list-style-type: none">・城下町にふさわしい良好な街なみ景観の形成に資するよう、広告物の規模及び配置に配慮する。・天守閣からの眺望、天守閣への見通し景観を阻害しないよう、屋上に看板・広告物を設置しない。・塀・柵等に看板・広告物を貼り付けない。・必要最低限の数、大きさにとどめる。
	重点路線地区	材料	<ul style="list-style-type: none">・広告物に用いる材料は、汚れにくく、耐久性の高い材料を使用し、良好な施設景観を維持する。
		色彩	<ul style="list-style-type: none">・広告物の色彩は、城下町にふさわしい良好な街なみ景観の形成に資するよう、落ち着いた色彩を基調とする。
		形態	<ul style="list-style-type: none">・広告物全体として、和風を基本とし、城下町にふさわしい良好な街なみ景観の連続性等、地区・界限の景観特性に配慮した形態、意匠とする。